

# 諮 問 書

室蘭市上下水道審議会

会長 永 井 真 也 様

室蘭市上下水道審議会条例第2条に基づき、次の事項について、  
審議会の意見を求めます。

諮問事項

「水道料金の改定について」

令和元年7月31日

室蘭市公営企業管理者

水道部長 高 木 康

